

みえこどもの城条例施行規則

平成元年三月三十日
三重県規則第八号

改正 平成一五年 三月二五日三重県規則 第二二号
平成一七年 六月二八日三重県規則 第五七号
平成一九年 七月二七日三重県規則 第五五号
平成二〇年 三月一日三重県規則 第八号
平成三〇年 三月三〇日三重県規則 第五二号

みえこどもの城条例施行規則をここに公布する。

みえこどもの城条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、みえこどもの城条例(平成元年三重県条例第四号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第二条 指定管理者は、みえこどもの城(以下「こどもの城」という。)の全天周映画、プラネタリウムによる投影、特別遊具室、映像体感遊具又は特別展を利用しようとする者が条例第十六条の規定により利用料金を納付した場合、利用券を交付しなければならない。

2 利用券の交付その他の利用手続は、指定管理者が別に定める。

一部改正〔平成一五年規則二二号・一七年五七号〕

(指定管理者の指定の申請)

第三条 条例第五条の規定により申請をしようとするものは、知事が指定する日までに、指定管理者指定申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 条例第五条第一号に規定する事業計画書

二 定款、規約その他これらに類する書類

三 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

四 貸借対照表、収支計算書その他経営状況に関する書類

五 その他知事が必要と認める書類

全部改正〔平成一七年規則五七号〕、一部改正〔平成二〇年規則八号〕

(委員長)

第四条 条例第六条の二第一項に規定する選定委員会(以下「選定委員会」という。)に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

追加〔平成一九年規則五五号〕

(会議)

第五条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

追加〔平成一九年規則五五号〕

(部会)

第六条 選定委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を行う。

追加〔平成一九年規則五五号〕

(委員の責務)

第七条 委員は、条例第五条の規定により指定管理者の指定を申請したもの(次項及び次条において「申請団体」という。)に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

一 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合

二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあった場合

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

追加〔平成一九年規則五五号〕

(委員の除斥)

第八条 委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

追加〔平成一九年規則五五号〕

(庶務)

第九条 選定委員会の庶務は、子ども・福祉部において処理する。

追加〔平成一九年規則五五号〕、一部改正〔平成三〇年規則五二号〕

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

追加〔平成一九年規則五五号〕

(補則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、こどもの城の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔平成一七年規則五七号・一九年五五号〕

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、条例第三条から第七条まで及び第九条の規定の施行の日から施行する。

附 則(平成十五年三月二十五日三重県規則第二十二号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年六月二十八日三重県規則第五十七号)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 みえこどもの城条例の一部を改正する条例(平成十七年三重県条例第四十八号)附則第三項に規定する指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後のみえこどもの城条例施行規則第三条の規定の例により行うものとする。

附 則(平成十九年七月二十七日三重県規則第五十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十年三月十一日三重県規則第八号)

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。(後略)

附 則(平成三十年三月三十日三重県規則第五十二号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

別記様式(第3条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

三重県知事 あて

主たる事務所の所在地

申請者 法人等の名称

代表者の氏名

印

みえこどもの城条例第5条の規定により、みえこどもの城の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

追加〔平成 17 年規則 57 号〕、一部改正〔平成 19 年規則 55 号〕